

この資料は、mintsを利用した新規申立てにおける留意事項のうち行政事件・国家賠償請求事件に係る事項を記載したものです。また国・地方公共団体が原告である事件（代理人が訴えを提起する事件）の当事者情報の記載方法は本資料1枚目を参考にしてください。なお、この資料は3枚目記載の資料と併せてお読みください。

「当事者・代理人情報」タブ

① 当事者が国又は地方公共団体の場合

1 当事者が国の場合

入力欄	留意事項
属性	「本人（法人）」を選択
氏名又は名称	「国」と入力
郵便番号 住所又は所在地	「1008977」「東京都千代田区霞が関1-1-1」と入力
電話番号	（法務省の代表電話番号）を入力
法人番号	「1000012030001」（法務省の法人番号）を入力
代表者肩書	「代表者法務大臣」を選択
代表者氏名	（申立て時点の法務大臣の氏名）を入力

2 当事者が地方公共団体（その長が代表者）の場合

入力欄	留意事項
属性	「本人（法人）」を選択
氏名又は名称	（地方公共団体名）を入力
郵便番号 住所又は所在地	（当該地方公共団体の所在地の郵便番号・所在地）を入力
電話番号	（当該地方公共団体の代表番号）を入力
法人番号	（当該地方公共団体の法人番号）を入力
代表者肩書	都道府県の場合は「代表者知事」を選択 それ以外は「代表者市長」などと直接入力
代表者氏名	（申立て時点の知事、市長等の代表者の氏名）を入力

3 当事者が地方公共団体（その長以外が代表者）の場合

入力欄	留意事項
属性	「本人（法人）」を選択
氏名又は名称	（地方公共団体名）を入力
郵便番号 住所又は所在地	（当該地方公共団体の所在地の郵便番号・所在地）を入力
電話番号	（当該地方公共団体の代表番号）を入力
法人番号	（当該地方公共団体の法人番号）を入力
代表者肩書	肩書を直接入力 （代表者が組織の場合、当該組織の代表者の肩書まで入力）
代表者氏名	（申立て時点の代表者の氏名）を入力 （代表者が組織の場合、当該組織の代表者の氏名を入力）

※ 被告 ●●県、代表者 ●●県公安委員会（委員長 ▲▲▲▲）の入力例
 代表者肩書欄 ●●県代表者 ●●県公安委員会代表者委員長
 代表者氏名欄 ▲▲▲▲

Check

- ① 地方公共団体の郵便番号、所在地、電話番号は当該地方公共団体のホームページ等で、法人番号は国税庁法人番号公表サイトで御確認ください。
- ② 処分・裁決行政庁（行政事件訴訟法11条4項）は、「当事者・代理人情報」タブではなく、「申立内容」タブの「申立ての理由」欄（PDFファイルを含む）記載してください。
- ③ 訴え・控訴提起等において代理人が当事者欄を入力する場合、本人（原告・控訴人）の情報と、記入している代理人の情報の双方を忘れずに記載してください。

この資料は、mintsを利用した新規申立てにおける留意事項のうち、行政事件・国家賠償請求事件に係る事項を記載したものです。なお、この資料は3枚目記載の資料と併せてお読みください。

「当事者・代理人情報」タブ（続き）

② 当事者が国・地方公共団体以外の行政事件の場合

1 当事者が特許庁長官、海難審判所長等の場合

入力欄	留意事項
属性	「本人（個人）」を選択
氏名又は名称	（当事者名）を入力
郵便番号 住所又は所在地	（当事者が所属する組織の郵便番号・所在地）を入力
電話番号	（当事者が所属する組織の代表電話番号）を入力

2 当事者が合議制の行政庁の場合（公正取引委員会など）

入力欄	留意事項
属性	「本人（法人）」を選択
氏名又は名称	（当事者名）を入力
郵便番号 住所又は所在地	（当該組織の所在地の郵便番号・所在地）を入力
電話番号	（当該組織の代表電話番号）を入力
法人番号	（当該組織の法人番号）を入力 ※ 法人番号がない場合は、「00000000000000」と入力
代表者肩書	肩書を直接入力
代表者氏名	（申立て時点の代表者の氏名）を入力

3 当事者が執行機関又は職員の場合 （地方自治法242条の2第1項1号・3号・4号）

入力欄	留意事項
属性	「本人（個人）」を選択
氏名又は名称	（当事者名）を記入
郵便番号 住所又は所在地	（所属する組織の所在地の郵便番号・所在地）を記入
電話番号	（所属する組織の代表番号）を記入

Check

- ① 郵便番号、住所又は所在地、電話番号については、当事者が所属する組織又は当該組織のホームページなどを御確認ください。
- ② 当事者が合議制の行政庁の法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで御確認ください（法人番号がない場合もありますので、御留意ください。）
- ③ このページ記載の当事者が控訴等を提起する場合において代理人が当事者欄を入力するときは、本人（控訴人）の情報と、記入している代理人の情報の双方を忘れずに記載してください。

この資料は、mintsを利用した新規申立てにおける留意事項のうち、行政事件・国家賠償請求事件に係る事項を記載したものです。なお、この資料は下記Check欄記載の資料と併せてお読みください。

「申立内容」タブ

1 「事件種別」欄

- 行政事件（国家賠償請求事件を併合提起するものを含む。）→「行政」を選択
- 国家賠償請求事件のみ →「通常」を選択

2 「被告の数」欄

- 被告が同じだが請求によって代表者が異なる場合、（「当事者・代理人情報」タブでは代表者ごとに記載していただきますが）被告の数は代表者で区別せず数えてください。

3 「申立ての趣旨」欄

- 既にされた処分・裁決の取消等を求める行政訴訟の場合は、処分の通知書などを参考に、処分日、処分をした行政庁、処分を受けた者、処分の名称、処分を特定する番号等を記載するようにしてください。
- 非申請型の義務付けの訴え、差止めの訴えの場合は、処分をする行政庁、処分を受けることになる者、処分の根拠規定、処分の内容等を記載するようにしてください。

（この点は、従前からご留意いただいている点でございますが、改めて留意事項として記載させていただいております。）

4 「申立ての理由」欄

- 処分・裁決行政庁（行政事件訴訟法11条4項）が明確になるように記載してください。

「添付書類」タブ

仮の救済の申立て（執行停止など）を同時にする場合

- 添付書類には、申立書・仮の救済申立て事件の委任状などだけではなく、疎明資料・疎明資料説明書もアップロードしてください（本案事件の証拠等は、事件との関連付け後にアップロードしてください。）。
- 申立書のファイル名は、仮の救済申立てをしていることが明確にわかる名称（「執行停止申立書」など）にするよう、特に気をつけてください。
- 1週間以内に申立てを認める決定がないと申立ての利益がなくなると考えられるなど、特に急ぐべき事情があるとお考えの場合には、mintsによる申立てを行うことに加えて、申立先の裁判所へ個別連絡をするなどの対応をすることを検討してください（申立書には、処分予定日など、特に急ぐべき事情がある旨の具体的な説明を記載してください。）。

Check

- mintsを利用した訴え提起の際は、以下の資料も参考にしてください。
- ① [民事訴訟フェーズ3に向けた準備の手引](#)
フェーズ3開始に向けて、知っておくことが必要・有益な情報を一つにまとめた資料です（主たる対象者は弁護士ですが、それ以外の方も参考にしてください。）。
 - ② [mints操作説明動画](#)
mintsの基本的な操作方法について、手続場面ごとに説明した動画です。
 - ③ [民事裁判書類電子提出システム操作マニュアル～当事者ユーザ編～](#)
mintsの操作方法について、画面の写真も多数掲載してあるマニュアルです。